

# 地元で決めれば、地域がもっと住み良くなります

～ 事務・権限の移譲により、様々な手続きを身近な市町村で！ ～

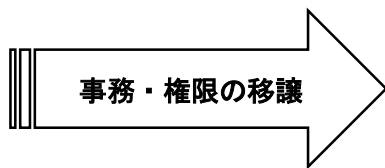
## 「事務・権限の移譲」とは

- ◆ 道の仕事の一部を市町村に移し、市町村の判断でできるようにすることです。
- ◆ 地域のことや皆さんの生活に身近なことを、地域の事情を良く知り、皆さんの声が届きやすい市町村で決めれば、より良い行政サービスにつながります。

- ◆ 身近な市町村で手続きができるとともに、皆さんの意向が、より一層、行政に反映されやすくなります。
- ◆ 地域の事情を知る市町村が事務を行うので、処理が、より一層、迅速・的確になります。
- ◆ 「市町村の事務」＋「移譲を受けた事務」の組み合わせで、より一層、総合的なまちづくりが可能となります。



北海道



市町村

## 「事務・権限の移譲」は、市町村の同意を得て行われます

市町村から道へ  
移譲を要望



市町村は、道があらかじめ提示した「事務・権限移譲リスト」の中から、移譲を希望する事務・権限を選び、道に移譲を要望します。

具体的な協議後  
市町村の同意



市町村は、移譲後の事務量や内容、専門職配置の必要性などについて道と協議し、受入可能と判断した場合、道からの移譲に同意します。

道議会の議決で  
移譲決定



道は、市町村の同意を受けて、道議会に「事務処理の特例に関する条例」の改正を提案します。条例の議決により、移譲が決定します。

## 移譲に当たっての財政的な措置 <北海道権限移譲事務交付金>

北海道では、権限移譲を受けた市町村に対して、「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」に基づき、事務処理に必要な経費を処理件数等に応じて毎年度交付しています。

### すでに多くの事務・権限が市町村に移譲されています。

そのうちの一部をご紹介します。

#### ◆ パスポートの発給申請受理・交付（旅券法）



移譲済 145市町村

##### 移譲前の申請者

戸籍は役場、申請・受取は振興局と2つの役所に行かなければならず、なかなか大変です。

##### 移譲後の申請者

すべての手続きが役場で完結、ずいぶん便利になりました。

皆さんの利便性が向上します！

#### ◆ 農地等の賃貸借の解約等の許可（農地法）



移譲済 170市町村

##### 移譲前の役場（農業委）

相談に応じたりはできるけど、最終的には知事許可なんだよな。地元のことは我々が一番知っているんだが…。

##### 移譲後の役場（農業委）

許可を一元的に担うことができるようになり、より地域に密着した農地行政を行えるようになりました。

地域の実情を踏まえ、市町村で判断できます！

#### ◆ お問い合わせ先

北海道総合政策部地域行政局行政連携課分権係

電話 011-204-5160（直通）

FAX 011-232-1126

E-mail sogo.gyourenbunkenbunken@pref.hokkaido.lg.jp

#### ◆ ホームページもごらんください

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/ijo/ijo-ijoumain.htm>